

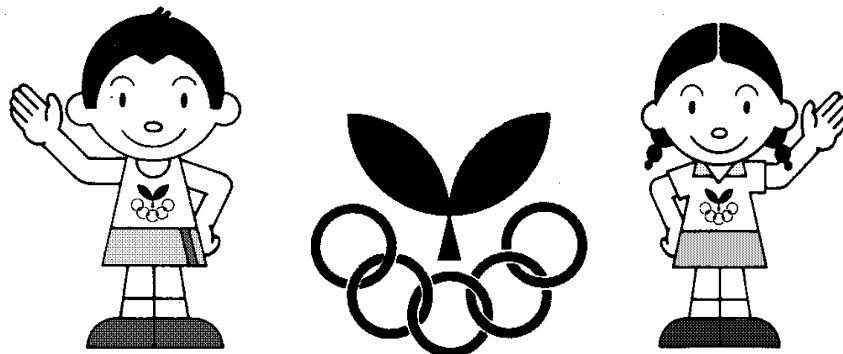
# 令和2年度 第1回委員総会

## 【議案】

第1号	令和元年度活動報告について	1
第2号	令和元年度収支決算報告について (監査報告)	2 3
第3号	令和2年度重点施策(案)について	4
第4号	令和2年度活動計画(案)について	5~6
第5号	令和2年度収支予算(案)について	7

## 【その他資料】

常任委員担当割当表	8
各種大会・交歓大会・練習会等に参加する場合の内規	9
西之表市スポーツ少年団規約	10~14



西之表市スポーツ少年団

【議案第1号】

## 令和元年度 活動報告

年 月 日	行 事 等	会 場
平成31年 4月18日	第1回委員総会（当初）・登録説明会	市民会館3階会議室
令和元年 5月16日	競技別専門部会 種子島地区競技別交歓大会（夏季）	市民体育館会議室 南種子町会場
5月19日	交歓スポーツ祭説明会	市民体育館会議室
5月23日	心のふれあい事業	種子島中央体育館
5月25日	種子島地区競技別交歓大会（バドミントン）	市民体育館
5月26日		
6月1日	第1回常任委員会・顧問会議	ホテルニュー種子島
6月8日	交歓スポーツ祭準備（本部役員）	市民体育館
6月9日	交歓スポーツ祭	市民体育館
6月23日	種子島地区交流交歓大会及び指導者講習会	南種子町
7月11日	第2回常任委員会	市民体育館会議室
7月28日	県競技別交歓大会（ソフトボール）	日置市他
8月2日～5日	第32回長浜市・西之表市少年スポーツ交流	西之表市
8月3日	青少年委員会（中止）	市民体育館
8月25日	鉄砲祭り南蛮行列 ※天候不良のため中止	西之表市
9月5日	第3回常任委員会	市民体育館会議室
9月23日	交通事故防止パレード ※天候不良のため中止	西之表市街地
10月12日	市民体育祭協力（リハーサル）	市営グラウンド
10月13日	市民体育祭協力	市営グラウンド
10月20日	種子島地区競技別交歓大会（秋季）	南種子町会場
11月10日	本部旗交歓大会（バドミントン）	榕城小学校
11月21日	第4回常任委員会	市民体育館会議室
12月7日	本部旗交歓大会（バレー）	市民体育館
12月8日	県競技別交換大会（バドミントン）	日置市
12月12日	親子駅伝大会説明会	市民体育館
12月22日	県競技別交歓大会（剣道）	県総合体育センター
12月22日	県競技別交歓大会（バレーボール）	始良市・霧島市
令和2年 1月19日	親子駅伝大会	あっぱ〜らんど
2月16日	交流交歓大会（ソフトボール・バレーボール）	市民体育館他
3月18日	第5回常任委員会	市民体育館会議室

【議案第2号】

令和元年度 西之表市スポーツ少年団会計決算書

(収入の部)

(単位:円)

項 目	元年度予算額	元年度決算額	増 減	備 考
会 費	214,000	229,000	15,000	団 員:208人×700円 指導者:78人×800円 育成会:14団×1,500円
補 助 金	72,000	72,000	0	西之表市:60,000円 西之表市体協:12,000円
雑 収 入	18,000	18,000	0	西之表市体協(事業費) 3,000円×6団
繰 越 金	37,167	37,167	0	
合 計	341,167	356,167	15,000	

(支出の部)

(単位:円)

項 目	元年度予算額	元年度決算額	増 減	備 考
交 歓 ス ポ ー ツ 祭	30,000	25,260	△ 4,740	1日保険他
青 少 年 委 員 会 及 び 指 導 者 研 修 会	3,000	0	△ 3,000	
長 浜 市 交 流 協 力 事 業	30,000	18,633	△ 11,367	長浜交流補助
交 通 事 故 防 止 運 動	15,000	15,000	0	横断幕補修費用
市 民 体 育 祭 協 力	10,000	9,444	△ 556	補助員弁当・お茶他
心 の ふ れ あ い 事 業	10,000	10,000	0	弁当代他
本 部 旗 争 奪 交 流 大 会	25,000	9,000	△ 16,000	競技用品他
親 子 駅 伝 大 会	5,000	4,493	△ 507	道路使用申請代他
市 交 流 交 歓 大 会	15,000	11,604	△ 3,396	競技用品他
そ の 他 の 事 業	60,000	60,000	0	県大会派遣補助 (夏季3チーム、秋季3チーム)
会 議 費	20,000	20,000	0	会議室使用料他
事 務 局 費	27,000	25,920	△ 1,080	切手・事務用品他
役 員 報 酬	67,000	67,000	0	
登 録 ・ 負 担 金	14,000	13,650	△ 350	地区連絡協議会負担金、 振込手数料等
予 備 費	10,167	0	△ 10,167	
合 計	341,167	290,004	△ 51,163	

(収入計)

356,167

—

(支出計)

290,004

=

(次年度繰越)

66,163

## 【議案第3号】

# 令和2年度 重点施策（案）

## 1 趣旨

西之表市スポーツ少年団は、心身共に健康で豊かな人間性を備えた青少年の健全な育成を図るため、学校・行政・地域・各関係団体・母集団の連携と協力により、スポーツ少年団基本的理念に則り、活動の発展と充実及び指導者の資質向上に努める。

## 2 基本方針

### ①事業

- 1) 社会の実情を鑑み、青少年の健全育成を主眼としたプログラムの提供と単位団間の交流の推進を図り、スポーツ少年団の基本理念に則した行事計画を進める。
- 2) ジュニアリーダーの育成、確保を行事活動の実践内容により具体的推進に努める。

### ②研修

- 1) スポーツ少年団指導者としての資質を高める各種研修会に積極的参加するよう努める。
- 2) 母集団としての役割と任務を自覚することに努める。

## 3 努力点

①スポーツ少年団活動の理念は、青少年の「人間づくり」と「体力づくり」を目標としている。（からだところの成長を育む。）

西之表市スポーツ少年団の一員としての役割と地域社会現状を把握し、交流と大会の目的内容を熟知し、本部・行政との連絡調整に努める。

②毎月第3土曜日は「青少年育成の日」として、全県下で取り組み推進している。

全団は「ストップ ザ トレーニング デー」として、スポーツ少年団活動を休み、地域の活動や子供会活動に参加協力する。

【議案第4号】

令和2年度 活動計画（案）

日 程	大会・行事
令和2年4月16日	【書面議決】第1回委員総会（当初） 【資料配布】登録説明会（市民会館/301会議室）
5月13日	競技別専門部会（市役所/403会議室）
5月17日	【中止予定】種子島地区競技別交歓大会（夏季）中種子町
5月23日	こころのふれあい事業（中種子養護学校）
5月30日	【中止予定】顧問会議
6月4日	交歓スポーツ祭説明会（市役所/庁議室）
6月11日	第1回常任委員会
6月21日	種子島地区交流交歓大会及び指導者講習会（中種子町）
6月28日	交歓スポーツ祭（市民体育館）
7月9日	第2回常任委員会（市役所/403会議室）
7月26日	第48回鹿児島県競技別交歓大会（ソフトボール）
8月8日	青少年委員会（市民体育館/会議室）
8月23日	鉄砲まつり
9月3日	第3回常任委員会（市役所/403会議室）
9月22日	交通事故防止パレード（体育館）
10月11日	第58回市民体育祭
10月18日	種子島地区競技別交歓大会（秋季）中種子町
10月25日	本部旗交歓大会
11月19日	第4回常任委員会（市役所/403会議室）
12月10日	親子駅伝大会説明会（市役所/庁議室）
12月27日	第48回鹿児島県競技別交歓大会（バレーボール、剣道、バドミントン）
令和3年1月17日	親子駅伝大会
2月5日～8日	第33回長浜市西之表市スポーツ交流（長浜市）
2月21日	市交流交歓大会
3月18日	第5回常任委員会（市役所/403会議室）
3月26日	第2回委員総会（決算）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、上記活動計画について中止又は延期など変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 令和2年度 活動計画 (案)

日 程	大 会・行 事	会 議 (研 修)	市 教	地 区	県・九州・全国
4月16日(木)		【16日】第1回委員総会	【16日】登録説明会		
5月13日(水) 17日(日) 23日(土)	【23日】心のふれあい事業 (中種子養護学校)	【13日】競技別専門部会		【17日】地区競技別交歓大会(夏季) (中種子町会場)	
6月4日(木) 11日(木) 21日(火) 28日(日)	【28日】交歓スポーツ祭 (市民体育館)	【4日】交歓スポーツ祭説明会 【11日】第1回常任委員会		【21日】地区交流交歓大会及び指導者講習会 (中種子町会場)	
7月9日(木) 26日(日)		【9日】第2回常任委員会			【26日】県交歓大会(ソフトボール)
8月8日(土) 23日(日)		【8日】青少年委員会 (市民体育館)	【23日】鉄砲まつり		
9月3日(木) 22日(火)	【22日】交通事故防止パレード	【3日】第3回常任委員会			
10月11日(日) 18日(日) 25日(日)	【25日】本部旗交歓大会(未定)		【11日】第58回市民体育祭	【18日】地区競技別交歓大会(秋季) (中種子町会場)	
11月19日(木)		【19日】第4回常任委員会			
12月10日(木) 27日(日)		【10日】親子駅伝大会説明会			【27日】県交歓大会(剣道・バレー・バドミントン)
1月17日(日)	【17日】親子駅伝大会				
2月5日(金) ～8日(月) 21日(日)	【5～8日】第33回長浜市・西之表市スポーツ交流(長浜市) 【21日】交流交歓大会				
3月18日(木) 26日(金)		【18日】第5回常任委員会 【26日】第2回委員総会(決算)			

【議案第5号】

令和2年度 西之表市スポーツ少年団会計予算書(案)

(収入の部)

(単位:円)

項 目	元年度予算額	元年度決算額	2年度予算額	備 考
会 費	214,000	229,000	210,000	団 員:190人×700円 指導者:70人×800円 育成会:14団×1,500円
補 助 金	72,000	72,000	72,000	西之表市:60,000円 西之表市体協:12,000円
雑 収 入	18,000	18,000	18,000	西之表市体協(事業費)
繰 越 金	37,167	37,167	66,163	
合 計	341,167	356,167	366,163	

(支出の部)

(単位:円)

項 目	元年度予算額	元年度決算額	2年度予算額	備 考
交 歓 ス ポ ー ツ 祭	30,000	25,260	30,000	1日保険等
青 少 年 委 員 会 及 び 指 導 者 研 修 会	3,000	0	3,000	お茶・氷
長 浜 市 交 流 協 力 事 業	30,000	18,633	70,000	長浜交流補助 (長浜市へ派遣)
交 通 事 故 防 止 運 動	15,000	15,000	15,000	横断幕補修
市 民 体 育 祭 協 力	10,000	9,444	10,000	補助員弁当代
心 の ふ れ あ い 事 業	10,000	10,000	10,000	弁当・お茶代
本 部 旗 争 奪 交 流 大 会	25,000	9,000	10,000	競技用品等
親 子 駅 伝 大 会	5,000	4,493	5,000	道路使用申請代
市 交 流 交 歓 大 会	15,000	11,604	15,000	競技用品等
そ の 他 の 事 業	60,000	60,000	60,000	県大会派遣補助
会 議 費	20,000	20,000	20,000	会議室使用料
事 務 局 費	27,000	25,920	27,000	切手・事務用品
役 員 報 酬	67,000	67,000	67,000	
登 録 ・ 負 担 金	14,000	13,650	14,000	地区連絡協議会負担金、 振込手数料等
予 備 費	10,167	0	10,163	
合 計	341,167	290,004	366,163	

## 常任委員担当割当表

	令和元年度	令和2年度予定	令和3年度予定
A	榕城バレー	伊関バレー	現和バレー
B	下西ソフト	赤尾木剣道	種子島マリン
C	西之表ドルフィンズ	現和剣友会	榕城サッカー
D	下西サッカー	下西バレー	住吉バレー

A	榕城バレー、伊関バレー、現和バレー、現和ソフト
B	種子島マリン、下西ソフト、赤尾木剣道
C	榕城サッカー、西之表ドルフィンズ、現和剣友会、
D	下西サッカー、下西バレー、住吉バレー、安納バドミントン

## 監事の担当について

令和2年度の監事2名については、令和元年度のC及びD担当常任委員でした「西之表ドルフィンズと下西サッカー」にお願いします。

なお、監事については、隔年ごとにA・B地区、C・D地区と交互にお願いします。



## 各種大会、交歓大会、練習会等に参加する場合の内規

- 1 団活動については、かねての活動計画や対外競技及び年間活動計画のあり方等を指導者、母集団、団員で十分協議し、身体的、予算的に無理のないよう配慮すること。
- 2 参加の手段については、なるべく公の交通機関を利用することに努め、やむなく自家用車を使用する場合は、運転者はもちろん、父兄相互の共通理解を得ること。また、その場合は自動車の整備、搭乗者保険への加入、運転者の疲労防止対策、ゆとりある運転計画をたて、安全運転には十分留意すること。
- 3 単位団の主催するスポーツ大会等は、極力自粛し、開催する場合は、市スポーツ少年団本部や市教育委員会と事前に協議すること。
- 4 各競技連盟（団体）の主催する大会への参加については、市スポーツ少年団本部、市教育委員会と事前に協議し市スポーツ少年団本部は市教育委員会及び開催競技連盟と更に協議を行いスポーツ少年団としてふさわしい要項や参加方法、内容等について要望する。
- 5 事業所（営利目的の企業）等の主催する大会において、明らかに企業の宣伝（PR）が目的と判断するものについては、青少年育成及び教育的配慮から、スポーツ少年団としての参加は認めない。
- 6 その他各種大会等については、その都度、市スポーツ少年団本部、市教育委員会と協議を重ね対応していく。
- 7 必ずスポーツ安全保険には全員加入させること。また、指導者はできるだけ「公認スポーツ指導者総合保険」に加入することが望ましい。

本内規は平成4年5月8日より施行する。

# 西之表市スポーツ少年団規約

## 第 1 章 総 則

(総 則)

第1条 西之表市スポーツ少年団は、市・県・国のスポーツ少年団に登録した単位スポーツ少年団（団員・指導者）及び育成会員・関係機関員をもって構成する。

第2条 西之表市スポーツ少年団は、西之表市体育協会に位置する。

## 第 2 章 目 的

(目 的)

第3条 西之表市スポーツ少年団は、日本スポーツ少年団の基本指導方針に基づき、青少年の心身を鍛錬するために市内の単位スポーツ少年団を結成指導することを目的とする。

## 第 3 章 事 業

(事 業)

第4条 西之表市スポーツ少年団は、第3条の目的を達成するために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) スポーツ少年団登録と報告
- (2) スポーツ少年団指導者の養成
- (3) 国・県スポーツ少年団が主催する行事への参加
- (4) スポーツテスト及び関係行事の開催
- (5) その他、西之表市スポーツ少年団の目的を達成するために必要な事項

## 第 4 章 組 織

(組 織)

第5条 西之表市スポーツ少年団は、次の各号に掲げる代表者によって組織する。

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. スポーツ少年団登録指導者代表      | 若干名 |
| 2. スポーツ少年団育成会員代表       | 若干名 |
| 3. 体育協会加盟団体の中で関係競技団体代表 | 若干名 |
| 4. 学校関係者               | 若干名 |
| 5. 学識経験者               | 若干名 |
| 6. 各種団体の代表者            | 若干名 |
| 7. その他、本部長が必要と認めた者     | 若干名 |

## 第 5 章 役 員

(役員の種類及び員数)

第6条 西之表市スポーツ少年団に次の役員をおく。

- |      |     |
|------|-----|
| 本部長  | 1名  |
| 副本部長 | 1名  |
| 常任委員 | 若干名 |
| 監事   | 2名  |

(本部長の選出と職務権限)

第7条 本部長は委員総会において選出する。

- 2 本部長は、西之表市スポーツ少年団を代表し、西之表市スポーツ少年団の運営・事務を統括し、あらかじめ定められた関係行事を執行する。

(役員を選出と職務権限)

第8条 役員は、委員総会において選出し、本部長が指名する。

- 2 副本部長は、本部部長を補佐し、本部長事故あるときは、あらかじめ本部長が定めた順序に従って、その職務を執行する。
- 3 常任委員は、常任委員会の審議に参加する。
- 4 監事は、会計及び必要事項の監査を行い委員総会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、本部長・副本部長は2年、常任委員・監事は1年とする。但し、再任は妨げない。

## 第6章 会議

(会議の種類)

第10条 西之表市スポーツ少年団の会議は、委員総会・常任委員会及び顧問会議とする。

(委員総会)

第11条 委員総会は、委員・役員及び事務局員をもって構成する。

- 2 委員は、登録単位団より登録代表指導者1名・育成会員代表1名とする。
- 3 委員総会は、本部長が招集し、その議長は委員の中から選出する。
- 4 委員総会は、年1回開催する。但し、本部長が必要と認めたときは、臨時で開催することができる。
- 5 委員総会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の半数以上の同意で決定する。可否同数のときは、議長が決定する。
- 6 委員総会は、西之表市スポーツ少年団の最高決議機関であり、西之表市スポーツ少年団の年間行事・予算・役員改選・規約改廃・その他必要事項の審議決定をする。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、本部長・副本部長・常任委員及び事務局員をもって構成する。

- 2 常任委員は、西之表市スポーツ少年団規約第4章第5条の中から委員総会で別表1の方法で選出し、本部長が委嘱する。
- 3 その他、本部長が必要と認めた者を委嘱することができる。但し、この場合委員総会に報告する。
- 4 常任委員会は、本部長が招集し、その議長となる。
- 5 常任委員会は、委員総会の決定に基づき、必要事項について審議決定する。

(顧問会議)

第13条 顧問会議は、本部長・副本部長・顧問及び事務局員をもって構成する。

- 2 顧問は、本部長が指名、委員総会において報告し、西之表市スポーツ市少年団運営に寄与する。
- 3 顧問会議は、年1回以上開催し、本部長がその議長となる。
- 4 顧問会議は、本部長諮問機関とする。

## 第 7 章 専門部会

(専門部会)

第14条 西之表市スポーツ少年団に次の専門部会を置く。

- (1) 総務部
- (2) 各種競技部
- (3) 研修部

- 2 専門部は、登録指導者全員をもって構成する。
- 3 専門部は、専門事項について調査研究を行い、各部の行事・活動等の企画立案を常任委員会に意見具申し、執行する。
- 4 専門部会についての諸規則は別に定める。

## 第 8 章 指導者協議会

(指導者協議会)

第15条 西之表市スポーツ少年団に、指導者の資質・指導力の向上を目的として指導者協議会を置く。

- 2 指導者協議会についての諸規定は別に定める。

## 第 9 章 青少年委員会

(青少年委員会)

第16条 西之表市スポーツ少年団に青少年委員会を置く。

- 2 青少年委員会は、登録団員の代表者をもって構成する。
- 3 青少年委員会の意見・要望等は西之表市スポーツ少年団運営に活用する。
- 4 青少年委員会についての諸規定は別に定める。

## 第 10 章 表彰

(表彰)

第17条 本市におけるスポーツ少年団の健全な活動及び発展に貢献し、その功績のあった指導者・育成会員及び単位団を表彰する。

(表彰規定)

第18条 表彰は、次の各号について常任委員会（表彰審査会）で審議し、その結果に基づいて本部長が決定する。

- (1) スポーツ少年団指導者
  - ア 西之表市スポーツ少年団登録指導者で、5年以上その指導育成にあたり現在もなお熱心に指導している者。
  - イ 本市におけるスポーツ少年団の健全な普及及びその発展に努力し、団活動運営に功績があった者。
  - ウ 西之表市スポーツ少年団運営及び諸関係行事に積極的に参加協力し、他の模範となる者。

エ 過去において、西之表市スポーツ少年団の表彰を受けたことのない者。

(2) スポーツ少年団育成会員

ア スポーツ少年団において、5年以上その育成に顕著な功績のあった者で、現在もなお熱心に育成のために協力している者。

イ 過去において、西之表市スポーツ少年団の表彰を受けたことのない者。

(3) 単 位 団

ア 西之表市スポーツ少年団登録5年以上で、市・県・日本スポーツ少年団の示す健全なスポーツ活動に努め、他の模範となる単位団。

(4) 特 別 表 彰

ア 西之表市スポーツ少年団の運営・諸活動に特別な功績があり西之表市スポーツ少年団発展におおいに貢献し、表彰に値すると認められた者について、西之表市スポーツ少年団が推薦し常任委員会（表彰審査会）に諮る。

(5) そ の 他

ア 各単位団は、該当する指導者及び育成会員を推薦書（様式1）により作成し、本部長あて提出する。

イ 表彰は、交歓大会の席上、本部長が行なう。

ウ 表彰状は、別紙（様式2）の通りとする。

## 第 1 1 章 慶 弔

(慶弔規程)

第19条 西之表市スポーツ少年団委員並びに登録指導者・団員の慶弔に対する給付等について定める。

2 委員並びに登録指導者・団員の慶弔その他見舞金を次の区分により給付する。

(1) 委員・指導者又は団員が死亡したとき 2,000円

(2) 委員・指導者又は団員の見舞い 2,000円

(3) その他、本部長が必要と認めたととき常任委員会に諮って執行する。

## 第 1 2 章 経費及び会計

(予算)

第20条 西之表市スポーツ少年団の経費は、会費・助成金・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(会費)

第21条 会費の年間納入額を次のように定める。

1. 団 員 700円

2. 指導者 800円

3. 育成会 1,500円

(会計)

第22条 この会費の収支は、すべて予算に計上しなければならない。

(会計年度)

第23条 西之表市スポーツ少年団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 第 13 章 報酬及び旅費

(報酬支給)

第24条 西之表市スポーツ少年団は、次の各号に掲げる者に報酬を給付する。

1. 役員
2. 事務局員
3. その他本部長が必要と認めた者については、常任委員会に諮って執行する。

(旅費の支給)

第25条 西之表市スポーツ少年団の役員等が、本部長の指示又は委嘱によって業務にあたったときは、必要に応じて旅費を支給できる。

(報酬・旅費の支給額)

第26条 報酬又は旅費については、委員総会において定める。

### 第 14 章 事務局

(事務局員)

第27条 西之表市スポーツ少年団の事務は、事務局において処理する。

- 2 事務局員は、本部長が委嘱し、事務局を本部長の定めるところに置く。
- 3 事務局に、事務局長・事務局員及び会計を置く。
- 4 事務局長は、本部長の命を受け、事務・会計に従事する。
- 5 事務局員・会計は、事務局長の命を受け、事務・会計に従事する。
- 6 西之表市スポーツ少年団事務局と行政担当は連絡を密にし、西之表市スポーツ少年団運営を円滑に図る。
- 7 事務局員は、すべての会議に出席し、その会務を行なう。

### 第 15 章 補則

(施行細則)

第28条 この規約の執行に必要なことは、本部長が別に定める。

- 2 この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

付則

1. 本改正規約は、平成元年5月9日から施行する。
2. 本改正規約は、平成2年5月9日から施行する。
3. 本改正規約は、平成23年3月21日から施行する。
4. 本改正規約は、平成25年4月26日から施行する。